

水道料金と下水道使用料の督促手数料・延滞金について

納期限までに水道料金・下水道使用料を完納されない場合、督促手数料及び延滞金が加算されます。納め忘れのないようご注意ください。

○督促手数料

納期限までに完納されない場合には、発送する督促状1通につき100円の督促手数料を加算します。

○延滞金

納期限を過ぎた場合、次表の割合で延滞金がかかります。(平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金の率は、次表のとおり改正されます)

| 延滞金 | 現行 (平成25年12月31日まで) | | 改正後 (平成26年1月1日以降) | | |
|-----------|-----------------------|--------|----------------------|-----------------|----------------------|
| | 本則 | 特例(注1) | 本則 | 特例(注1) | 財務大臣が告示する割合: 0.9% |
| 納期限後1ヶ月以内 | 7.3% | 4.3% | 7.3% | 特例基準割合(注2)+1.0% | 2.9% |
| 納期限後1ヶ月以降 | 14.6% | 14.6% | 14.6% | 特例基準割合(注2)+7.3% | 9.2% |

注1) 当分の間、特例が適用されます。

注2) 財務大臣が告示する国内銀行の貸出約定平均金利の年平均(当該年の前々年10月から前年9月までの平均)に1.0%を加算した割合。

☆納め忘れなどがないように、便利で確実な口座振替による納付をおすすめします。

【問合せ先】

水道料金に関すること 業務課 TEL 7 6 - 2 3 0 1
下水道使用料に関すること 下水道課 TEL 7 1 - 6 1 0 1